

■唐津市重度心身障害者医療費助成について

重度の心身障がい者の方が病院などで診療を受けられた場合、医療費の一部を助成します。

対象者

唐津市在住の医療保険制度加入者で、以下のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳 1 級、2 級
- ・療育手帳 A
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級
- ・身体障害者手帳 3 級 かつ 知能指数が 5 0 以下

自己負担額

入院・外来・薬局等合わせて 1 月あたり 5 0 0 円

所得に関連した支給制限

助成金の支給には、所得（本人、配偶者、扶養義務者）による制限があります。

年度ごとに所得の確認（毎年 8 月）を担当課で行います。仮に所得制限限度額を超過した場合は、その年の 8 月から翌年 7 月までの期間は支給停止となり、停止期間中の医療費につきましては助成の対象外となります。支給停止となる方には「資格停止通知書」を送付いたします。引き続き利用できる方に通知はありません。

【所得制限 限度額表】※令和 8 年 8 月 1 日時点（限度額は国の改定に伴い変更することがあります）

扶養親族等の数	本人 (各種控除後所得額)	配偶者及び扶養義務者 (各種控除後所得額)
0	3,758,000	6,287,000
1	4,138,000	6,536,000
2	4,518,000	6,749,000
3	4,898,000	6,962,000
4	5,278,000	7,175,000
5	5,658,000	7,388,000
6 人以上	6,038,000	7,601,000

助成対象

- ・医療保険が適用される医療費（高額療養費、附加給付金を除く）
- ・医療機関への支払い済みの医療費

助成対象外となる医療費

- ・医療保険が適用されないもの（介護保険利用分、予防接種代、文書料、ベット代、病衣、物販代、病衣、事故等で別の保険で支払いをした場合など）
- ・診療月から1年以上過ぎているもの（例：R8.8診療分はR9.8末まで申請可能）
- ・ひと月の支払い合計金額が500円以下
- ・食事療養費などの食事代
- ・精神障害者保健福祉手帳1級のみで資格認定を受けている方は、精神病床の入院費

助成方法

口座振り込みによる償還払い（申請から約3か月後支給）

次に該当する場合は資格変更の届出が必要です

- ・加入医療保険に変更があった場合
- ・手帳所持者が亡くなった場合
- ・障がい程度が重度に該当しなくなった場合
- ・振込先口座を変更したい場合

高額療養費

病院へ支払った医療費が一定額を超えた場合、申請により加入医療保険から超えた分の医療費の払い戻しを受ける制度です。ひと月の医療費が高額療養費に該当する場合は、加入医療保険への申請を先に済ませてください。（詳しくは加入医療保険へお尋ねください）
※場合により関係機関に高額療養費について確認等を行い反映させる場合がございます。ご了承ください。

治療用装具について

医師が治療用に必要と判断した装具に関しても助成対象になります。

しかし、加入医療保険からも一部の払い戻しがありますので、まずは加入医療保険へ払い戻しの申請を行い、払い戻しの額が確定後、障がい者支援課で手続きができます。

※治療用装具に係る重度心身障害者医療費助成の申請に必要なもの

- ・申請書 ・医師の証明（写し） ・見積書（写し） ・領収書（写し）
- ・加入医療保険からの払い戻しの額が分かるもの（写し）

問い合わせ・申請書送付先

〒847-0016 唐津市東城内1番3号

唐津市役所 福祉こども部 障がい者支援課 （電話 0955-72-9150）